

2022年7月25日
日弁連犯罪被害者支援委員会 長谷川桂子

■弁護士による犯罪被害者支援－事件類型別【性被害】

第1 事件の特徴

1 事件の端緒

- ① 密室その他事件現場に第三者がいないことが多いため、第三者からの通報は稀である
- ② 被害者本人からの被害申告である場合が圧倒的に多い

2 被害申告へのハードル

暗数が多いと言われている。被害申告を阻害する要因（ハードル）としては以下のものがある。

- ① 「知られたくない」被害類型であり、他者へ被害開示しづらい類型型である
- ② 刑事手続にのせることへの不安がある（メリット・デメリット、リスクが分からない）
- ③ 知人、顔見知りからの被害等、被害申告、権利主張がしにくい関係性を背景にするものが多い
- ④ 知人、顔見知りが加害者の場合、加害者、加害者関係者から本人へ、事件直後から刑事事件化を防ぐ目的で働きかけがある場合が一定数ある
－適切な法的支援を得られない場合には、加害者からの不当な働きかけに抗えず泣き寝入りに終わるおそれがある。早期に弁護士が介入し、不当な働きかけを阻止し、被害申告等の権利行使を支援する必要性が高い

→事件発生直後からの支援の必要性が高い

3 その他

- ① 目撃者が少なく、本人記憶、本人の有する証拠が重要である。
- ② 従って、立件に必要な事実関係、情報を漏れなく、適切に事情聴取で警察官に伝えていくことの重要度も高い
- ③ 検察官の処分の段階で、児童福祉法違反、児童ポルノ禁止法違反、青少年保護条例違反等に罪名落ちする場合もある
－被害事実自体は同じで法的評価が異なるのみであるので、支援の必要がなかったということにはならないので、後から支対象罪名ではない、費用を負担せよとの結論は極めて不適切

第2 被害者の状況

1 精神的状況に、自力で適切な対応をすることが困難な状況におかれている者が多い

- ① 統計上若年女性（20代まで）の被害者が多い
そのため、

- ・ 社会経験が乏しく、自分の権利利益を自分で適切に擁護することが難しい
 - ・ 経済的にも弁護士費用の負担が厳しい
- ② 事件をきっかけとして、精神的な症状や PTSD などにより健康悪化、外出困難などの生活上の困難を招来し、通学・就労が困難になっている被害者も多い
- 2 事件直後から、対外的に専門的な対処が必要な問題が発生することがある
- ① 事件発生後のあらゆる時点で、弁護士その他の加害者関係者から、不起訴、執行猶予の獲得を目的に、謝罪、示談その他様々な名目で連絡交渉を受けることが比較的多い
- ② 警察、検察の事情聴取において、相手が誤解していたり、理解していなかったりする場合に、これを適切に説明し、正していく必要が生じることがある

第3 性犯罪事件における弁護士の被害者支援 <よくある活動内容>

1 被害直後

(1) 被害申告、被害届、加害者との対応についての法律相談

- ・ 刑法、刑事手続きについての一般的な説明及び事案に即した説明
- ・ 事実関係を聴取し、証拠関係(手持ちのもの、他者がもっていそうなもの)を検討し、刑事事件としての見立て、刑事事件化するかどうかについて法的助言を述べ、本人の意思決定支援する

性被害の場合は、身体的・精神的疲労に配慮する必要があるほか、記憶の減退や乖離、フラッシュバックなどの精神症状がある場合には、事実関係の聞き取りを、丁寧に、慎重に実施する必要がある。そのため通常の民事の法律相談よりも回数を重ねる必要がある場合がある

(2) 加害者側関係者(弁護士含む)対応

- ・ 加害者側関係者から刑事化を断念させることを目的とした働きかけがされる場合がある。

例/被害申告は名誉棄損や虚偽告訴罪にあたる

親に言う

会社に居られないようにする

同意があった、誘ったなどの虚偽の事実の押しつけ

—法律相談で方針を決定、代理人として毅然な反論、申入れその他の対応を行う

(本人自身の毅然とした対応が困難な場合が多いと思われる)

- ・ 加害者側関係者(弁護士含む)から謝罪、示談申入れを目的とした働きかけがされる場合があり、被害者側としては、起訴不起訴、量刑への影響を考慮しながら対応を検討することとなる。

—法律相談で方針を決定したり、代理人として毅然とした反論、申入れその他の対応を行う

- ・ 刑事事件に関して包括的に被害者支援を受任し、働きかけがあれば直ちに代理人として対応できるように備えてくことも多い。

2 捜査段階

(1) 対警察対応支援・代理業務

- ・ 被害申告のため警察へ出向くための連絡調整
- ・ 事情聴取、被害届提出、現場確認、再現へ同行、同席し、必要に応じて補足、訂正を行ったり、警察官に弁護士から説明をしたり、意見交換、主張を行う
- ・ 事情聴取は警察官の質問に答える形で進むため、質問がなく被害者側として重要な事実関係が警察官に伝えられない場合がある。そのような場合、弁護士から説明を促したり、弁護士が直接説明したりする
- ・ 捜査状況について問い合わせしたり、警察から問い合わせを受けたり、追加の資料を提出したり、身柄の拘束状況について確認したり、釈放について意見を述べる

(2) 対検察対応支援・代理業務

- ・ 事情聴取へ同行し、同席又は事情聴取後検察官と面談するなどして、必要に応じて補足、訂正を行ったり、検察官に弁護士から説明をしたり、意見交換、主張を行う。
- ・ 身柄の拘束状況について確認したり、釈放について意見を述べる
- ・ 起訴見込みの場合、事情聴取の際に被害者参加の希望を尋ねられることがあるので、事前に被害者参加について説明し、相談を受け、被害者参加するかどうか本人が決める支援をする。
- ・ 不起訴・起訴にあたっての意見を述べる、書面を提出することもある
- ・ 不起訴の場合、不起訴の理由について、本人と同行し、または弁護士単独で検察官から説明を受け、疑問点について質問する
検察官からの説明内容を本人へ解説する
- ・ 検察審査会への申立について法律相談で方針を決定したり、代理人として申立てをする

(3) 対弁護士・加害者関係者対応支援・代理業務

- ・ 捜査段階で謝罪、示談の申入れがある場合は、起訴不起訴、量刑への影響を考慮しながら対応を検討することとなる。法律相談で方針を決定したり、代理人として交渉する
(加害者側からアプローチがある場合の活動。被害者側から積極的に損害賠償を請求していく場合は通常の民事事件として受任し、法テラスの制度としては民事法律扶助となる。)
- ・ 捜査段階が釈放される場合には、接近禁止その他再被害防止のための申入れ、必要な措置の請求、交渉などを代理人として行う

3 公判段階

ここでは、被害者参加弁護士以外の支援について記述する。

(1) 対検察対応支援・代理業務

- ・ 公判前に記録の閲覧・謄写をし、記録内容を把握し、本人に説明する
- ・ 検察官の権利行使（主張、反論、証拠提出）について、本人と同行して説明を受けたり、代理人として検察官に意見を述べたり、意見交換、交渉する
- ・ 証人出廷する場合、検察官との打合せに同行し、打合せに同席又は打合せ後検察官

と面談するなどして、証人出廷に関わる本人への助言や検察官との意見交換などを行う

- ・ 遮蔽、ビデオリンク、控え室その他の被害者保護の措置を裁判所に求めるよう検察官に申入れをする。
- ・ 本人と連絡を取り合い、体調その他の見地からの証人尋問の実施について検察官と意見交換したり、申入れをする
- ・ 本人が証人出廷する際に裁判所に同行する
- ・ 保釈申請に関連する連絡を受け、保釈や保釈条件についての意見を代理人として伝える
- ・ 控訴についての意見を申し入れたり、意見交換をしたり、意見書を提出したりする

(2) 対弁護人・加害者関係者対応支援・代理業務

- ・ 公判段階で謝罪、示談の申入れがある場合は、量刑への影響を考慮しながら対応を検討することとなる。法律相談で方針を決定したり、代理人として交渉する
- ・ 保釈の場合には、接近禁止その他再被害防止のための申入れ、必要な措置の請求、交渉などを代理人として行う

(3) 対裁判所対応支援・代理業務

- ・ 被告人や傍聴人と顔を合わせたくない等で傍聴席での傍聴が困難な場合が多いため、代理傍聴し、本人へ公判内容を報告し、法的見地からの説明を行う。
- ・ 心情意見陳述を行うかどうかの法律相談、行う場合の陳述内容についての助言を行う
- ・ 心情意見陳述のため出廷する場合に同行する

以 上